

青森県報

号外第八十二号

平成二十年
九月二十九日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 一
- 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (こ ども 課) …… 二
- …………… (み ら い 課) …… 三
- …………… …… 四

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号及び様式目次中「法人事業税」の下に「地方法人特別税」を加える。

第二号様式その一の（裏）中「第72条」を「第72条の2」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第十二号様式のその1を次のように改める。

その1 (法人の県民税及び事業税)

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税督促状

様

年度		徴収番号		申告日	
申告区分	事業年度	年月日	日から	申告日	年月日
法定納期限	年月日	納付すべき期限	年月日		
区分	金額		額		
税額	法人県民税	円			
	法人事業税	円			
	地方法人特別税	円			
延滞金	法律に定める金額				
申告加算金	円				
重加算金	円				

上記の金額が滞納になっていますので、速やかに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

地域県民局長 印

年 月 日 発行
● 右面をよくお読みください。

この督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産の差押処分を受けることになります。

1 延滞金

延滞金は、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(ただし、この税額の納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4.6パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4.6パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算します。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

2 督促について不服がある場合

この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この督促の取消しを求め訴えは、前記の審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

● この督促状の到達前に納められている場合は、行き違いですので、ご了承ください。

附 則

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第二号様式のその一の(裏)の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の青森県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税、法人事業税更正(決定)書の用紙及び同規則第十三号様式のその一の規定により調製した督促状の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「入所措置」を「児童等入所措置」に、「入所期間」を「入所の期間」に改め、同項の表中「二〇、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

別表第一の備考一の5中「以下」の下に「5及び6において」を加える。

別表第二中	一〇、〇〇〇円以下	五、〇〇〇円以下
	一〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円以上
	三〇、〇〇〇円以下	一五、〇〇〇円以下
	三〇、〇〇〇円以上	一五、〇〇〇円以上
	八〇、〇〇〇円以下	四〇、〇〇〇円以下
	八〇、〇〇〇円以上	四〇、〇〇〇円以上
	一四〇、〇〇〇円以下	七〇、〇〇〇円以下
	一四〇、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円以上

同表の備考一の2中「とは、決定期日」の下に「(第八条第一項の期日をいう。以下2において同じ。)」を加え、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得

税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「及び第二項並びに第四十一条の二」を「から第三項まで、第四十一条の二、第四十一条の十九の二第一項及び第四十一条の十九の三第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

2 改正後の青森県児童福祉法施行細則(以下「改正後の規則」という。)(第十八条第五項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に開始される乳児院への児童等入所措置に係る青森県児童福祉法施行細則(以下「施行細則」という。)(第十八条第二項に規定する入所等徴収金(以下「入所等徴収金」という。)(の額について適用し、施行日前に開始された乳児院への児童等入所措置に係る入所等徴収金の額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第二の規定は、施行日以後に行われる特定慢性疾患医療の給付に係る施行細則第八条第二項に規定する特定慢性疾患医療納入金(以下「特定慢性疾患医療納入金」という。)(の額について適用し、施行日前に行われた特定慢性疾患医療の給付に係る特定慢性疾患医療納入金の額については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭